寄付金に対する税制上の優遇措置について

学校法人長崎学院に対する寄付金が2,000円を超える場合、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

■個人が寄付をされる場合

《所得税の寄付金控除》

所得税の税制上の優遇措置には、①税額控除制度と②所得控除制度の2種類があります。 当該年度の確定申告の際に、ご自身でどちらか一方を選択し、優遇措置の適用を受けることができます。

① 「税額控除制度」(一律で算出できます)

所得金額に関係なく、控除額を計算し所得税額から直接控除するため、多くの方において、②所得控除制度と 比較して税制面で有利になり減税効果が高くなります。

※寄付金の額から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除。

② 「所得控除制度」(所得によって控除率が変わるため、個々の算出が必要です)

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得税率が高い方が減税効果が高くなります。 所得金額に対して寄付金額が大きい場合に有利になります。

※寄付金の額から2,000円を差し引いた額を当該年度の課税所得から控除。

《個人住民税の寄付金控除》

学校法人長崎学院にご寄付いただいた翌年の 1 月 1 日現在、長崎県内の市町村の住民税課税対象となっている方は個人住民税の寄付金控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は次のとおりです。

【個人の減税効果の具体例】 長崎市在住の給与収入 500 万円の方が1万円ご寄付された場合

《所得税の寄付控除》

- ① 税額控除制度 〔10,000円 2,000円〕× 40% = 3,200円
- ② 所得控除制度 〔10,000 円 2,000 円〕 = 8,000 円 × 20% (注) = 1,600 円 (注) 個人所得税率は収入によって 5%~45%の範囲で変動します。

《個人住民税の寄付控除》

〔10,000円 - 2,000円〕× 10%(市6%+県4%) = 800円

※減税額はあくまでも控除の違いを掴んでいただくための簡易計算による金額です。必ず還付される金額ではありませんので、 ご注意ください。詳しくは所轄税務署へお問い合わせください。

■法人が寄付をされる場合

企業等法人からのご寄付につきましては、法人税法に基づき、寄付金額を当該事業年度の損金に算入できます。 損金算入にあたりましては、①「受配者指定寄付金」と②「特定公益増進法人に対する寄付金」の 2 種類がありますので、 どちらか一方をお選びください。

①「受配者指定寄付金|制度

寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することが認められます。

受配者指定寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」)を通じて、寄付者が私立学校を指定してご寄付いただく制度で、いつでもお申込みいただけます。

寄付をされる際には必ず同封の「寄付申込書」をご送付下さい。寄付金受領後、本学から私学事業団に受配者指定寄付金の手続きをさせていただきます。

なお、損金算入には本学院から送付させて頂く、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。

※上記「寄付金受領書」の発行には事業団が寄付金を受領してから 1 か月以上の日数を要することがありますので、あらかじめ余裕をもってお申し込みくださるようお願いいたします。

② 「特定公益増進法人に対する寄付金」制度

寄付金の一定の限度額まで損金に算入することが認められます。

損金算入限度額以内で、日本私立学校振興・共済事業団を通さない寄付金です。一般寄付金の損金算入限度額の 別枠として損金に算入することができます。

特定公益増進法人に対する寄付金は、次のA又はBのいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- A. 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額
- B. 特別損金算入限度額〔計算式〕(イ+ロ) ×1/2
 - イ. 期末資本金及び資本積立金×事業年度月数÷12ヶ月×3.75/1000
 - □. 寄付金支出前の所得金額×6.25/100
 - ※損金算入手続きに必要な本学院発行の「寄付金領収書」等は、寄付金が本学院に入金され、所定の手続きが 終了次第お送りいたします。

〈寄付に関するお問い合わせ先〉

学校法人長崎学院 法人事務局財務課 〔担当 前田、森脇 095-840-2003 (直通) 〕